

新潟市ツキノワグマ等被害防止連絡会議設置要領

(目的)

第1条 ツキノワグマ等の出没時における被害防止について、関係機関が連携して適切に取り組むことを目的として「新潟市ツキノワグマ等被害防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要領において、ツキノワグマ等とはツキノワグマ、ニホンザル、ニホンイノシシ及び個別の事案において人身被害等を生じさせる恐れがある野生獣類をいう。

(構成員)

第3条 連絡会議の構成は別表のとおりとし、必要により構成員以外の者のオブザーバー参加を求めることができるものとする。

(所掌事務)

第4条 連絡会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) ツキノワグマ等に関する情報の把握、提供、共有に関すること。
- (2) 注意喚起、パトロール及び捕獲に関すること。
- (3) 各関係機関の相互協力に関すること。
- (4) その他ツキノワグマ等による被害防止に関すること。

(会議)

第5条 連絡会議は、新潟市環境部環境政策課長が主宰し、招集する。

(事務局)

第6条 事務局は、新潟市環境部環境政策課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、その都度協議し、定める。

附 則

この要領は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関名	
新潟県猟友会	新潟北支部 中蒲西支部 東新潟支部 西新潟支部 西蒲原支部
新潟市内管轄警察署	新潟北警察署 新潟東警察署 新潟警察署 新潟中央警察署 江南警察署 秋葉警察署 新潟南警察署 新潟西警察署 西蒲警察署
新潟県鳥獣保護管理員	新潟市内担当（10名）
新潟県	環境局環境対策課
新潟市	危機管理防災局危機対策課 北区区民生活課 東区区民生活課 中央区窓口サービス課 江南区区民生活課 秋葉区区民生活課 南区区民生活課 西区区民生活課 西蒲区区民生活課 消防局警防課 環境部環境政策課